



全国一斉に6月6日(日)から12日(土)までの一週間『危険物安全週間』が実施されます。

今年の標語

『事故ゼロへ
トライ重ねる
ワンチーム』

今日、石油類をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに、国民生活に深く浸透し、その安全確保の重要性は益々増大しています。

このため、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の皆様には危険物に対する意識の高揚と啓発を図っていきます。

生活に欠かせない
危険物の取扱いについて知ろう！

私たちの生活に欠かせない物の中には、危険物を含む製品がたくさんあります。危険物の適正な取扱い方法を理解しないと、火災や事故が発生することがあります。火災や事故を防ぐためにも、危険物を含む製品を使用する場合は、表示や取扱説明書をよく確認し、正しく使用することが大切です。

消毒用アルコールの取扱い
こころ

消毒用アルコールには危険物に該当するものがあり、取扱いを誤ると、火災等を引き起こすおそれがあります。ここでは、消毒用アルコールの安全な使い方をご紹介します。

なお、ウオッカ等のアルコール濃度の高い酒類を使用して消毒する場合でも同様の危険性があります。

①火気の近くでは使用しない！

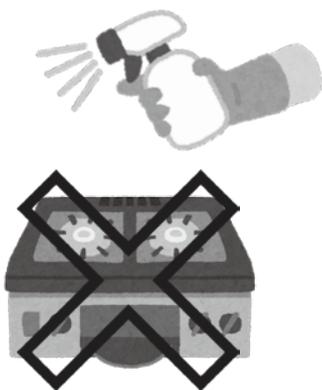
手指消毒の際に使用する消毒用アルコールは、蒸発しやすく、可燃性蒸気となるため、火源があると引火するおそれがあります。消毒用アルコールを使用する付近では、喫煙やコンロ等を使用した調理など火気の使用はやめましょう。

②詰替えをする場所では換気をおこなう！

消毒用アルコールの詰替えをおこなうときに可燃性蒸気が発生するおそれがあります。この可燃性蒸気は空気より重く、低所に滞留しやすい性質があるため、消毒用アルコールの詰替えをおこなう場所は、通気性の良い場所や常時換気がおこなえる場所を選び、可燃性蒸気を滞留させないようにしましょう。

③直射日光が当たる場所等に保管することはいけません！

消毒用アルコールを直射日光の当たる場所等、高温になる場所で保管すると、熱せられることで、可燃性蒸気が発生します。保管場所は、直射日光など高温になる場合を避けましょう。



問合せ先

丹羽広域事務組合消防本部

予防課 ☎95-5158

社会教育の振興に尽力

愛知県社会教育委員連絡協議会西尾張支部より社会教育委員の服部真由美さんへ表彰状が、同じく社会教育委員の吉田美晴さん、水谷恵子さんへ感謝状が授与されました。

3人の方々は、それぞれ長年にわたり、地域の社会教育並びに生涯学習の振興と発展にご尽力され、その功績を称え、今回の受賞に至りました。



▲左から水谷恵子さん、服部真由美さん、吉田美晴さん